

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

長岡市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成25年7月8日から施行する。

記

原協定第2条第2項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
(通報連絡) 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) (略) (2) (略) 2 (略)	(通報連絡) 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。 (1) (略) (2) (略) 2 (略)
(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合	(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合
(2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合	(2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合	(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合
(7)～(22) (略)	(7)～(22) (略)

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 長岡市  
長岡市長 森 民 夫

乙 東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣 瀬 直 己